

ますので、どうか会員の皆さん、健康診断を受けご自分の体を労わってやりましょう。



受動喫煙防止条例制定の議論に参加して

美唄支部長 小森英世

私共の美唄市では、地域「ヘルシーライフ21」を具体的に推進していく5ヶ年計画に、2つのメインテーマを掲げた。ひとつはウォーキングの推奨であり、今ひとつは受動喫煙防止対策を条例の形で推進していくこうとするものです。

市の検討委員会の一員として参加し、歯科医としての立場、地域住民の一人としての立場から、それぞれの立場からの市民の主張、見解に触れることになった。「条例」のもつ響きにアレルギーを示す人が多く、又、先入観から誤解されている面もあり、当面はゆるやかな条例を制定し、すこしづつ市民の理解を得る中で理想に近づけていくこうとの方針のようです。

喫煙は死因として8人に1人の割合にあり、循環器、がん、呼吸器疾患はさることながら意外に認知症にもかかりやすくなるのみならず、吸わない人にも、受動喫煙の形で健康に悪い影響をもたらしている。(1年間に6800人もそのことにより死亡!)

参考人招致としてJT関係者の他、受動喫煙の「他者危害性」に力点を置いた講演も行われ（中村正和氏）刑法の視点から暴行罪や傷害罪にもなりうるとの事。日本では全面禁煙に規制することに理解をしめさない割合が職場、レストラン、喫茶店、居酒屋、バー等の領域は断トツ。

実際は、危惧される程タバコ売上のマイナスの経済影響は認められない。むしろプラス傾向が認められるというWHO下のIARCの見解も紹介された。

喫煙権については、「喫煙の自由」について論じた最高裁の判決「喫煙の自由は基本的人権に含まれるとしても、あらゆる時、所において保障されなければならないものではない」をよく理解すべきでしょう。

従業員の退職後受診などについて

従業員（第2種組合員）が退職した場合は、退職日の翌日から組合員の資格を失います。第1種組合員（院長先生）経由で喪失届を提出していただくことになっておりますが、その際には保険証も添付して返却いただくのが必須となっております。保険証の返却がなかった場合の退職後の受診は無資格受診となり、受診された医療費のうち当組合で負担した分については、全額返還していただくこととなりますので、退職者の保険証は必ず回収して組合に返却してください。

院長先生（第1種組合員）のお子様などが学校をご卒業後、就職などで他の健康保険に加入した場合も同様です。

なお、第2種組合員が無資格受診した際の医療費の返還は退職者本人に行いますが、その請求が困難な場合は、事業主である第1種組合員に請求することになり、大変ご迷惑とお手数をおかけすることになりますので、従業員の退職後はいかなる理由があるにせよ速やかに資格喪失届とともに保険証を返却して下さいよう、強くお願ひいたします。